

## 教育振興事業の申請等に関するQ & A

公益財団法人日本教育公務員弘済会群馬支部

Q 1 教育振興事業の申請や報告について、今年度（令和2年度）からどんな点に変更されましたか。

A 1 各助成事業の実施要項や申請書及び報告書の様式が変更されました。各学校に配布された「教育振興事業の葉」又は群馬支部のホームページをご確認ください。特に報告書を提出する際に、領収書（コピー可）の添付が必須となりましたので、助成金を使用する際には必ず領収書を取っておいてください。また、助成金の支出対象費目を必ず確認してください。ただし、教育実践研究論文助成については、領収書の添付は必要ありません。

また、貸与奨学金と給付奨学金については、実施要項や各種様式等には大きな変更はありませんが、新型コロナウイルス感染防止に関する緊急事態宣言等の関連により、今年度（令和2年度）は、貸与奨学金の申請受付期間を5月31日まで延長いたしました。なお、奨学金の成果報告書には領収書の添付は必要ありません。

Q 2 事業に係る助成金として申請できない費用は何ですか。

A 2 事業に係る出費として助成金の対象外となる費用は以下のとおりです。

- (1) 団体運営や事業実施に関わるスタッフの人件費、旅費、飲食費等
- (2) 汎用性のある機器等の購入費
- (3) 組織の一般管理費（例：懇親会等の飲食費）等
- (4) その他事業に直接関係がない講習会費、物品等

Q 3 A 2 (1)の「団体運営や事業実施に関わるスタッフ」とは誰のことですか。

A 3 申請を予定している団体（校長会、教頭会等）の運営に係る役員や所属の教職員等、及び大会や研修会等の事業を主催する団体の役員や一般参加者（教職員等）のことです。

Q 4 A 2 (2)の「汎用性のある機器等」とは具体的に何ですか。

A 4 パソコンやコピー機、タブレット端末、OAソフト（Word、Excel等）等、事業以外にもさまざまな用途で使用可能な機器等のことです。

Q 5 A 2 (3)の「組織の一般管理費等」とは具体的にどのような費用ですか。

A 5 例示されている懇親会等の飲食費の他に、組織運営のためにのみ使われる旅費（交通費等）、通信費、消耗品費等のことです。

Q 6 事業に係る助成金として申請できる費用は何ですか。

A 6 事業に係る出費として助成金の対象となる費用は以下のとおりです。

- (1) 事業に係る講演会・コンテスト等の会場費、講師・審査員への謝礼・交通費等
- (2) 事業に係る印刷製本費、資料代、研究書籍代、賞品代、通信費等
- (3) 視察研修等の交通費等（A 8で解説）
- (4) 全国・関東大会等の代表者の派遣補助費（A 8で解説）

Q 7 事業に係る助成金として申請できる費用の中で、飲食費（弁当代等）や旅費（交通費等）の扱いはどう考えればいいですか。

A 7 各団体主催の大会や研修会等の実施に際して、招聘された外部講師等の飲食費（弁当代等）や旅費（交通費等）は助成の対象となりますが、A 3でも回答したように、大会や研修会等の事業を主催する団体の役員や一般参加者（教職員等）は、「団体運営や事業実施に関わるスタッフ」とみなされますので、飲食費（弁当代等）や旅費（交通費等）は助成の対象外となります。

Q 8 事業に係る助成金として申請できる費用の中で、視察研修等の交通費等や全国・関東大会等の代表者の派遣補助費の扱いはどう考えればいいですか。

A 8 視察研修等の交通費等については、各団体主催の研修会等の一環として実施される先進校や先進地等への視察研修等に参加するための旅費（交通費、宿泊費）は、助成の対象となります。

また、全国・関東大会等への代表者の派遣補助費については、各団体の代表として全国大会や関東大会等に派遣される場合（発表者等も含む）の旅費（交通費、宿泊費）や参加費は、助成の対象となります。ただし、全国・関東大会等に主催役員として参加する場合は、助成の対象外となります。

Q 9 研修会助成では、講師を招聘しないで実施する研修会は助成対象となりませんか。

A 9 助成対象となります。助成対象となる経費は、研修会実施に係る会場費、印刷製本費、資料代・研修書籍代等消耗品費、通信費等です。また、A 8でも回答したように、研修会実施に係る視察研修や全国・関東大会への代表派遣旅費（交通費、宿泊費）等も助成の対象となります。

Q 10 報告書に添付する領収書の扱いについてですが、例えば、教育研究大会助成において、大会報告書印刷製本費 8 万円のうち 5 万円を助成金で充当した場合、8 万円の領収書を報告書に添付することでよいでしょうか。また、領収書の宛名は大会主催者でよいでしょうか。

A 10 印刷製本費 8 万円の領収書（コピーも可）を添付していただき、その内 5 万円を助成金より充当した旨を記入していただければ結構です。また、領収書の宛名は、大会主催者で結構です。

Q 11 読書活動助成の申請と報告については、どのような点に注意すればいいですか。

A 11 この事業は、児童・生徒用の読書活動を推進するための図書・書籍購入に対する助成ですので、教職員用の図書及び指導書・学習教材、児童・生徒の調べ学習用図書等は対象外となります。また、1校2万円の図書カードを助成しますが、「図書購入費のうちの2万円を助成します」という点を考慮の上、申請書の記入をお願いします。

また、助成報告書には納品書と領収書（コピー可）を添付いただきますが、領収書の合計額が2万円未満は不可となります。